新型コロナウイルス感染症の拡大により
事業活動に影響を受けている

北海道の事業者のみなさまへ

事業継続・雇用関係・納税・保険料の納付などでお困りの
みなさまへの各種支援を実施しています。

※ 2020年６月１日現在の情報を掲載しています。

▼ 事業者向け支援についてはこちらもご参照ください
【お役立ち情報（企業/事業者・働く皆様へ）**】**http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/contactinformation.htm

給付金等

- 道からの要請で休業した
- 売上が減少した
- 雇用を維持したい
- 子の世話で　従業員が休業した / 自分が休業した
- 感染拡大防止に取り組みたい
- 販路拡大や設備導入に取り組みたい

詳細は1～2ページへ

融資 貸付

- 資金繰りを改善したい

詳細は2ページへ

猶予

- 税の申告や納税が今は厳しい
- 社会保険料等が払えない
- 水道料金等の支払いが厳しい

相談

経営や資金繰り等の悩み

北海道信用保証協会	☎ 0120-279-540
(公財)北海道中小企業総合支援センター	☎ 011-232-2001
北海道よろず支援拠点	☎ 011-232-2407

雇用や賃金等の悩み

労働相談ホットライン	☎ 0120-81-6105

専門家派遣 課題に合わせたオーダーメイド型の助言・指導

(一社)中小企業診断協会北海道	☎ 011-241-8556

北海道

ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」

北海道　コロナ　総合情報

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/singatakoronahaien.htm

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

コロナに強い社会へ「新北海道スタイル」はじめよう。

事業者の皆さまへ「７つのポイント」への取り組みをお願いします。

1. スタッフのマスク着用、こまめな手洗いに取り組みましょう。
2. スタッフの健康管理を徹底しましょう。
3. 施設内の定期的な換気を行いましょう。
4. 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行いましょう。
5. 人と人との接触機会を減らすことに取り組みましょう。
6. お客さまにも咳エチケットや手洗いを呼びかけましょう。
7. お店の取組をお客さまに積極的にお知らせしましょう。

新北海道スタイル

道内事業者のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧

※制度名をクリックすると、該当のページが開きます。

給付金等	**道からの要請で休業した** ※ 期間によって休業要請の対象施設、区域が異なりますので、ご注意ください。	**休業協力・感染リスク低減支援金**	道からの要請で おそくとも **４月25日～５月15日**までの期間を継続して休業または酒類の提供時間を短縮し、感染リスクを低減する自主的な取組を行う事業者に対して支援金を支給します。 **法人：30万円　個人事業者：20万円　19時以降の酒類の提供を自粛した飲食店：10万円**	**北海道休業協力・感染リスク低減支援金お問い合わせセンター** ☎ 011-351-6469 電子申請はこちら
		経営持続化臨時特別支援金（支援金A）	「新北海道スタイル」安心宣言の取組を実践するとともに、道からの要請でおそくとも **５月19日～５月31日（一部の施設は5月24日）**までの期間を継続して休業または酒類の提供時間を短縮した事業者に対して**10万円**を支給します。	**北海道経営持続化臨時特別支援金お問い合わせセンター** ☎ 011-350-7262 電子申請はこちら
	売上が減少した	**経営持続化臨時特別支援金（支援金B）**	「新北海道スタイル」安心宣言の取組を実践するとともに、休業要請の対象外であって、長期間の外出自粛や自主的な休業等により、ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**した事業者の方に対して**５万円**を支給します。 ※令和２年１月から３月末までに開業した方について特例あり	
		持続化給付金	ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**した事業者に対して、以下の範囲内で事業全般に広く使える給付金を支給します。 **法人：上限 200万円　個人事業者：上限 100万円**	**持続化給付金事業コールセンター** ☎ 0120-115-570 **持続化給付金サポート窓口** ※申請に関する情報提供・サポート **北海道庁中小企業課または各（総合）振興局商工労働観光課（道庁HP参照）**
	雇用を維持したい	**雇用調整助成金**	一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合、休業手当等の一部助成が受けられます。 **助成率：中小企業 ４／５（要件を満たす場合 最大 10/10）、大企業 ２／３** **上限：１日あたり 8,330円**	**雇用助成金さっぽろセンター** ☎ 011-788-2294 **雇用調整助成金コールセンター** ☎ 0120-60-3999 **雇用調整助成金申請サポート窓口** ※申請に関する情報提供・サポート **北海道庁雇用労政課または各（総合）振興局商工労働観光課（道庁HP参照）**
	子の世話で従業員が休業した 自分が休業した	**小学校休業等対応助成金（雇用者／個人事業主等）**	臨時休業などに伴い、子どもなどの世話で休業をした場合に助成金を支給します。 **・従業員に有給休暇(年次有給休暇除く)を取得させた事業主：１日あたり 上限 8,330 円** **・個人事業主またはフリーランス：１日あたり 4,100 円（定額）**	**学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター** ☎ 0120-60-3999
	感染拡大防止に取り組みたい	**宿泊事業者に対する支援**	感染予防に向けた衛生関連機器等の導入を支援します。 **補助率：３／４以内、１施設あたり 上限 200万円**	**北海道庁観光局** ☎ 011-204-5303
		感染拡大防止ガイドラインの策定、普及に対する支援	「３密」が発生しやすく、オンラインによる代替対応が困難な**ホテル・旅館業界（宴会部門）、ライブ・エンターテインメント業界、バス・タクシー業界**における感染拡大防止の取組を支援します。 ・各業種団体による感染拡大防止ガイドラインの策定及び普及啓発に対する支援 ・ガイドラインに沿った取組を実践する事業者に業界団体から給付金を支給 **各事業者等 25万円**	**ホテル・旅館業界（宴会部門）** **北海道庁観光局** ☎ 011-206-6896 **ライブ・エンターテインメント業界** **北海道庁経済企画課** ☎ 011-204-5140 **バス・タクシー業界** **北海道庁交通企画課** ☎ 011-204-5163
		中小・小規模事業者感染予防対策等緊急支援事業	地域の商店街等が実施する感染症拡大防止対策や巣ごもり消費等に対応した販売促進等の取組を支援します。 **補助率：３／４以内、１団体あたり 上限 100万円**	**北海道庁中小企業課** ☎ 011-204-5341

道内事業者のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧

※制度名をクリックすると、該当のページが開きます。

給付金等	販路拡大や設備導入に取り組みたい	ものづくり・商業・サービス補助	部品の内製化や、国内への拠点移転など、新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援します。 【通常枠】補助率：中小 1／2、小規模 1／3　上限：1,000万円 【特別枠】補助率：A類型 2／3、B・C類型 3／4　上限：1,000万円 【事業再開枠(特別枠の上乗せ)】50万円定額（10/10）　※類型については制度要綱参照	ものづくり補助金事務局 ☎ 050-8880-4053
		ＩＴ導入補助金	テレワークに利用できる業務効率化ツール等の導入など、ＩＴツール導入による業務効率化等を支援します。 【通常枠】補助率：1／2　上限：30～450万円 【特別枠】補助率：A類型 2／3、B・C類型 3／4　上限：30～450万円 ※類型については制度要綱参照	IT導入支援事業コールセンター ☎ 0570-666-424
		小規模事業者持続化補助金	小規模事業者の販路開拓のための取組を支援します。 【一般型】補助率：2／3　上限：50万円 【コロナ特別対応型】補助率：A類型 2／3、B・C類型 3／4　上限：100万円 【事業再開枠(通常枠・特別枠の上乗せ)】50万円定額（10/10）　※類型については制度要綱参照	地域の商工会議所・商工会または（独）中小企業基盤整備機構 ☎ 03-6459-0866
		小規模事業者持続化補助金（一般型）に対する上乗せ支援	国の小規模事業者持続化補助金（一般型）に道が1/12の上乗せ補助をし、事業者負担を1/3から1/4に軽減します。	北海道庁中小企業課 ☎ 011-204-5332
		中小企業競争力強化促進事業費補助金	中小企業者の新分野・新市場等への進出を支援します。 マーケティング支援：補助率：1／2以内 上限：国内 100万円、国外 200万円 など	北海道中小企業総合支援センター ☎ 011-232-2403
		サプライチェーン対策のための国内投資促進事業	国内で生産拠点等を整備する際の設備投資等を支援します。 補助率：中小企業等 2／3、大企業 1／2　上限：150億円	サプライチェーン対策のための国内投資促進事業事務局 ☎ 03-6825-5476
融資・貸付	資金繰りを改善したい	道の融資制度（中小企業総合振興資金）	【無利子融資】「新型コロナウイルス感染症対応資金」等を創設しました。 ・全国統一制度(3,000万円)に加え、道独自の上乗せ制度(3,000万円)を合わせて最大6,000万円まで融資申込が可能 ・据置最大5年間、一定の要件を満たした場合に3年間の実質無利子及び保証料の減免	北海道庁中小企業課 ☎ 011-204-5346
		日本政策金融公庫の融資	【無利子融資】 当初3年間実質無利子の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などがあります。	日本政策金融公庫各支店 （日本政策金融公庫HP参照）
		商工中金の融資		商工中金各支店 （商工中金HP参照）
猶予	税の申告や納税が今は厳しい	申告期限等の延長、納税の猶予（道税・国税等）	道税や国税について期限内に申告や納税ができない場合は、申告期限の延長や納税の猶予が適用される場合があります。 （市町村税も同様に適用される場合があります。）	道税：最寄りの各（総合）振興局 税務担当課または道税事務所 （道庁HP参照） 国税：延長 最寄りの税務署 猶予 札幌国税局猶予相談センター ☎ 0120-291-675
	社会保険料等が払えない	厚生年金保険料等の納付猶予	厚生年金保険料、労働保険料等の納付の猶予が適用できる場合があります。	厚生年金：各年金事務所 労働保険：北海道労働局
	水道料金等の支払いが厳しい	上下水道料金の支払い猶予	支払いが困難になった方を対象に支払いの猶予が適用できる場合があります。	お住まいの地域の水道局